

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)							
	要支援2 (6,972 単位)								
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100
	要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)							
		要支援2 (531 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算							
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)							
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)							
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算() (1月につき 10単位を加算)							
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 30単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)					
イ 介護職員等処遇改善加算		1) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定単位の110%) 2) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定単位の110%) 3) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定単位の110%) 4) 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき +所定単位の110%) 5) 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき +所定単位の110%) 6) 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき +所定単位の110%) 7) 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき +所定単位の110%) 8) 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき +所定単位の110%) 9) 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき +所定単位の110%) 10) 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき +所定単位の110%) 11) 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき +所定単位の110%) 12) 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき +所定単位の110%) 13) 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき +所定単位の110%) 14) 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき +所定単位の110%) 15) 介護職員等処遇改善加算(十五) (1月につき +所定単位の110%) 16) 介護職員等処遇改善加算(十六) (1月につき +所定単位の110%) 17) 介護職員等処遇改善加算(十七) (1月につき +所定単位の110%) 18) 介護職員等処遇改善加算(十八) (1月につき +所定単位の110%) 19) 介護職員等処遇改善加算(十九) (1月につき +所定単位の110%) 20) 介護職員等処遇改善加算(二十) (1月につき +所定単位の110%) 21) 介護職員等処遇改善加算(二十一) (1月につき +所定単位の110%) 22) 介護職員等処遇改善加算(二十二) (1月につき +所定単位の110%) 23) 介護職員等処遇改善加算(二十三) (1月につき +所定単位の110%) 24) 介護職員等処遇改善加算(二十四) (1月につき +所定単位の110%) 25) 介護職員等処遇改善加算(二十五) (1月につき +所定単位の110%) 26) 介護職員等処遇改善加算(二十六) (1月につき +所定単位の110%) 27) 介護職員等処遇改善加算(二十七) (1月につき +所定単位の110%) 28) 介護職員等処遇改善加算(二十八) (1月につき +所定単位の110%) 29) 介護職員等処遇改善加算(二十九) (1月につき +所定単位の110%) 30) 介護職員等処遇改善加算(三十) (1月につき +所定単位の110%) 31) 介護職員等処遇改善加算(三十一) (1月につき +所定単位の110%) 32) 介護職員等処遇改善加算(三十二) (1月につき +所定単位の110%) 33) 介護職員等処遇改善加算(三十三) (1月につき +所定単位の110%) 34) 介護職員等処遇改善加算(三十四) (1月につき +所定単位の110%) 35) 介護職員等処遇改善加算(三十五) (1月につき +所定単位の110%) 36) 介護職員等処遇改善加算(三十六) (1月につき +所定単位の110%) 37) 介護職員等処遇改善加算(三十七) (1月につき +所定単位の110%) 38) 介護職員等処遇改善加算(三十八) (1月につき +所定単位の110%) 39) 介護職員等処遇改善加算(三十九) (1月につき +所定単位の110%) 40) 介護職員等処遇改善加算(四十) (1月につき +所定単位の110%) 41) 介護職員等処遇改善加算(四十一) (1月につき +所定単位の110%) 42) 介護職員等処遇改善加算(四十二) (1月につき +所定単位の110%) 43) 介護職員等処遇改善加算(四十三) (1月につき +所定単位の110%) 44) 介護職員等処遇改善加算(四十四) (1月につき +所定単位の110%) 45) 介護職員等処遇改善加算(四十五) (1月につき +所定単位の110%) 46) 介護職員等処遇改善加算(四十六) (1月につき +所定単位の110%) 47) 介護職員等処遇改善加算(四十七) (1月につき +所定単位の110%) 48) 介護職員等処遇改善加算(四十八) (1月につき +所定単位の110%) 49) 介護職員等処遇改善加算(四十九) (1月につき +所定単位の110%) 50) 介護職員等処遇改善加算(五十) (1月につき +所定単位の110%) 51) 介護職員等処遇改善加算(五十一) (1月につき +所定単位の110%) 52) 介護職員等処遇改善加算(五十二) (1月につき +所定単位の110%) 53) 介護職員等処遇改善加算(五十三) (1月につき +所定単位の110%) 54) 介護職員等処遇改善加算(五十四) (1月につき +所定単位の110%) 55) 介護職員等処遇改善加算(五十五) (1月につき +所定単位の110%) 56) 介護職員等処遇改善加算(五十六) (1月につき +所定単位の110%) 57) 介護職員等処遇改善加算(五十七) (1月につき +所定単位の110%) 58) 介護職員等処遇改善加算(五十八) (1月につき +所定単位の110%) 59) 介護職員等処遇改善加算(五十九) (1月につき +所定単位の110%) 60) 介護職員等処遇改善加算(六十) (1月につき +所定単位の110%) 61) 介護職員等処遇改善加算(六十一) (1月につき +所定単位の110%) 62) 介護職員等処遇改善加算(六十二) (1月につき +所定単位の110%) 63) 介護職員等処遇改善加算(六十三) (1月につき +所定単位の110%) 64) 介護職員等処遇改善加算(六十四) (1月につき +所定単位の110%) 65) 介護職員等処遇改善加算(六十五) (1月につき +所定単位の110%) 66) 介護職員等処遇改善加算(六十六) (1月につき +所定単位の110%) 67) 介護職員等処遇改善加算(六十七) (1月につき +所定単位の110%) 68) 介護職員等処遇改善加算(六十八) (1月につき +所定単位の110%) 69) 介護職員等処遇改善加算(六十九) (1月につき +所定単位の110%) 70) 介護職員等処遇改善加算(七十) (1月につき +所定単位の110%) 71) 介護職員等処遇改善加算(七十一) (1月につき +所定単位の110%) 72) 介護職員等処遇改善加算(七十二) (1月につき +所定単位の110%) 73) 介護職員等処遇改善加算(七十三) (1月につき +所定単位の110%) 74) 介護職員等処遇改善加算(七十四) (1月につき +所定単位の110%) 75) 介護職員等処遇改善加算(七十五) (1月につき +所定単位の110%) 76) 介護職員等処遇改善加算(七十六) (1月につき +所定単位の110%) 77) 介護職員等処遇改善加算(七十七) (1月につき +所定単位の110%) 78) 介護職員等処遇改善加算(七十八) (1月につき +所定単位の110%) 79) 介護職員等処遇改善加算(七十九) (1月につき +所定単位の110%) 80) 介護職員等処遇改善加算(八十) (1月につき +所定単位の110%) 81) 介護職員等処遇改善加算(八十一) (1月につき +所定単位の110%) 82) 介護職員等処遇改善加算(八十二) (1月につき +所定単位の110%) 83) 介護職員等処遇改善加算(八十三) (1月につき +所定単位の110%) 84) 介護職員等処遇改善加算(八十四) (1月につき +所定単位の110%) 85) 介護職員等処遇改善加算(八十五) (1月につき +所定単位の110%) 86) 介護職員等処遇改善加算(八十六) (1月につき +所定単位の110%) 87) 介護職員等処遇改善加算(八十七) (1月につき +所定単位の110%) 88) 介護職員等処遇改善加算(八十八) (1月につき +所定単位の110%) 89) 介護職員等処遇改善加算(八十九) (1月につき +所定単位の110%) 90) 介護職員等処遇改善加算(九十) (1月につき +所定単位の110%) 91) 介護職員等処遇改善加算(九十一) (1月につき +所定単位の110%) 92) 介護職員等処遇改善加算(九十二) (1月につき +所定単位の110%) 93) 介護職員等処遇改善加算(九十三) (1月につき +所定単位の110%) 94) 介護職員等処遇改善加算(九十四) (1月につき +所定単位の110%) 95) 介護職員等処遇改善加算(九十五) (1月につき +所定単位の110%) 96) 介護職員等処遇改善加算(九十六) (1月につき +所定単位の110%) 97) 介護職員等処遇改善加算(九十七) (1月につき +所定単位の110%) 98) 介護職員等処遇改善加算(九十八) (1月につき +所定単位の110%) 99) 介護職員等処遇改善加算(九十九) (1月につき +所定単位の110%) 100) 介護職員等処遇改善加算(百) (1月につき +所定単位の110%)		注 認定単位のほか、イからルまでに算定した単位の合計					

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。